

## 具体的な進行

仲裁センター・紛争解決センターにおける話し合いは、当事者の努力による円満な紛争の解決を目指すものですので、過失・因果関係という法的観点にのみ絞って、他の事実関係を切り捨てるという事は行いません。

医療機関に対する不平・不満等があれば、それを率直に当該医療機関に伝え、必要であれば今後の医療の改善のために検討してもらおうという形も当然考えています。

その意味では、事実経過も含めて、訴訟とは異なり証拠によって白黒を付けるのではなく、当事者の話し合いや説明による相互理解を図ることからスタートすることになるものです。